

## 埼玉県児童自立生活援助事業実施要綱

### 第1 目的

児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育修了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「援助の実施」という。）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、当該児童の社会的自立に寄与することを目的とする。

### 第2 実施主体等

- 1 この事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、埼玉県とする。
- 2 自立援助ホームの運営主体（以下「運営主体」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第1条の規定により設立された法人等であって、埼玉県知事（以下「知事」という。）が適当と認めた者とする。
- 3 実施主体は、運営主体に委託してこの事業を行うものとする。

### 第3 対象児童

- 1 この事業の対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等（以下「児童」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとして、都道府県により児童福祉法（以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。
  - (1) 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの
  - (2) 前号に規定する児童以外の児童であって、児童相談所長が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めたもの
- 2 運営主体は、この事業の妨げとならない限りにおいて、その他自立のために援助を必要としている児童等を、自立援助ホームに入居させることができるものとする。

### 第4 対象人員

自立援助ホームの入居定員は、5名からおおむね20名とする。

### 第5 自立援助ホームの設備等

- 1 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- 2 個々の入居児童の居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上とすること。なお、一居室あたりおおむね2人までとすること。  
また、男子と女子は別室とすること。
- 3 居間、食堂等入居児童が相互交流することができる場所を有していること。
- 4 採光、換気等入居児童の保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

### 第6 事業内容

この事業は、児童が自立した生活を営むことができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- 1 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- 2 対人関係、健康管理、金銭の管理、余暇の活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- 3 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- 4 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- 5 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携

## 6 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など

### 第7 職員

- 1 運営主体は自立援助ホームごとに、指導員(主として児童自立生活援助に携わる者)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。
- 2 指導員は次のとおり配置することとする。
  - (1)入居児童の数が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員(指導員を補助する者)をもって代えることができる。
  - (2)入居児童の数が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居児童の数が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる。

#### 【指導員の配置(単位:人)】

入居児童数	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数(補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必要指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

- (3)指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。
  - ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
  - ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に定める保育士
  - ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
  - ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
  - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者
- 2 運営主体は、指導員のうち少なくとも一人を、入居児童と起居を共にさせるものとする。

### 第8 記録

- 1 運営主体は、自立援助ホームごとに、入居児童に対する援助及び入居児童の状況を明らかにする諸帳簿を整備するものとする。
- 2 運営主体は、自立援助ホームごとに、事業運営に係る会計に関する諸帳簿を整備するものとする。

### 第9 申込み、入居及び退去時の取扱等

- 1 実施主体は、その区域内における児童の自立を図るため必要がある場合において、児童から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行わなければならない。
- 2 援助の実施を希望する児童は、様式第1号を、原則として居住地を管轄する児童相談所長に提出しなければならない。この場合、運営主体は入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって児童相談所長に申込書の提出を行うことができる。
- 3 児童相談所長は、法第33条の6第1項の申込みに対し、援助の実施を承諾したときは、様式第2号により申込者に、様式第3号により運営主体に、様式第4号により福祉事務所長又は町村長及び子ども安全課長に、援助の実施を承諾しないこととしたときは、様式第5号により申込者に、それぞれ通知するものとする。
- 4 児童相談所長は、援助の実施を解除したときは、様式第6号により当該児童に、様式第7号により運営主体に、様式第8号により福祉事務所長又は町村長及び子ども安全課長に、それぞれ通知するものとする。
- 5 児童相談所長は、援助の実施を行う時、変更又は解除する時は、運営主体の意見を聞くものとする。
- 6 児童相談所長は、市町村等から援助の実施が適当であると認める児童について報告を受けた場合は、必要があると認める時は、その児童に対し申込みを勧奨しなければならない。
- 7 児童相談所長は、法第56条第2項の規定により、入居児童本人から、その負担能力に応じて、事業の実施に要する費用の一部を徴収するものとする。
- 8 実施主体は、児童福祉法施行規則第36条の27第1項に基づき、その区域内における運営主体の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの

活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。

#### 第10 報告

- 1 運営主体は、法第33条第6項の規定により児童の委託を受けたときは、当該児童の状況及び当該児童に対する援助の方針について、様式第7号により、概ね各月、当該児童を委託した児童相談所長に報告するものとする。
- 2 運営主体は、この事業による援助及び生活指導を要すると認める児童を発見した場合は、これを適当な児童相談所長に報告するものとする。
- 3 運営主体は、第3の2の規定により児童が入居又は退居した場合には、知事に対し、様式第9号により速やかに報告するものとする。
- 4 運営主体は、入居児童が死亡したときは、これを当該児童を委託した児童相談所長(第3の2の規定による入居児童については知事)に報告するものとする。

#### 第11 経費

- 1 事業の運営に関する経費の支弁は、「埼玉県児童福祉施設措置費等支弁基準」及び「埼玉県児童福祉施設等措置費支弁事務処理要領」によるものとする。
- 2 運営主体は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので入居児童に負担させることが適当と認められる費用については、入居児童に負担させることができるものとする。
- 3 入居児童に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居児童に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居児童の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- 4 運営主体は、前項により入居者負担金を徴収しようとする場合には、あらかじめ当該児童を委託した児童相談所長の同意を得なければならない。
- 5 運営主体は、前2項により入居者負担金を徴収した場合は、それを適正に処理するとともに、補助簿を設ける等してこれに関連する諸帳簿を整備するものとする。

#### 第12 留意事項

運営主体は、自立援助ホームごとに運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、金銭管理の方法、入居児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第33条の20に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- 1 入居児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、入居児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- 2 実施主体及び運営主体は、事業の実施及び運営に関し定期的に協議すること。また、事業の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、入居児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び入居児童の家庭等と密接に連携をとり、入居児童に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- 3 援助及び生活指導等を行うに当たっては、児童及びその保護者への説明及びその意向の把握に努めるなど、懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- 4 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。
- 5 運営主体は、児童の権利擁護及び虐待の防止を図るため、自立援助ホームごとに次に掲げる措置を講じること。
  - ① 職員に対し、入居児童に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
  - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
  - ③ 援助に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
  - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、そ

これらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。

- ⑥ 実施主体からの求めに応じ、入居児童の状況等について、定期的(6ヶ月に1回以上)に調査を受けること。
- ⑦ 入居児童の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法等を定めるとともに入居児童に説明し、同意を得ること。また、金銭管理の記録を月に1回以上入居児童に知らせること。
- ⑧ その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

附 則

この要綱は、平成13年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。